

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第18号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「午後5時00分」を「午後5時」に改める。

第2条第2号中「児童福祉法」の右に「第7条第1項」を、「児童福祉施設」の右に「並びに同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設」を加え、「当該施設」を「これらの施設」に改め、同条第9号中「第8号」を「前号」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「小学校」の右に「(小学校に相当する各種学校を含む。)」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「または」を「又は」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 学齢に達しない者であつて、保護者その他引率者がいないもの

第7条第3号中「けん騒にわたり、または」を「騒音を発し、又は」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(青少年科学センター)